

平成 19 年 3 月 27 日 (金)

於・農林水産省講堂

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会速記録

農林水産省

## 目 次

1. 開 会 .....	1
1. 部会長あいさつ .....	1
1. 総合食料局長あいさつ .....	1
1. 議事の進行について .....	3
1. 議 題	
(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の改定について .....	3
(2) 麦の需給に関する見通しの策定について .....	34
1. 閉 会 .....	47



## 開 会

○吉井需給調整対策室長 予定の時間が参りましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、竹内委員、立花委員、中村委員が所用により御欠席とのことでございます。

結果、審議会令第9条の規定によりまして、本部会は成立をしております。

## 部会長あいさつ

○吉井需給調整対策室長 それでは、この後の議事進行につきましては、生源寺部会長にお願いしたいと思います。

○生源寺部会長 皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」及び「麦の需給に関する見直し（案）」について御審議いただくこととしております。

本部会につきましては、審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開することになっております。

また、本部会における皆様の御意見等につきましては、議事録として取りまとめた上、公開させていただきますので、毎回のことでございますけれども、よろしくお願いたします。

## 総合食料局長あいさつ

○生源寺部会長 それでは、まず開会に際しまして、岡島総合食料局長からごあいさつをちょうだいしたいと思います。

○岡島総合食料局長 総合食料局長の岡島でございます。食糧部会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

本日は、御出席の委員の皆様方におかれましては、年度末に、御多忙のところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議題でございますけれども、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」並びに「麦の需給に関する見通し（案）」について御審議をお願いしているところでございます。

御案内のとおり、米の基本指針についてでございますけれども、7月に策定し、11月及び3月に見直しを行うということでございます。今回の基本指針では、米の消費・生産・需給・価格等に関する動向分析に加え、産地・品種ごとの評価が生産者にメッセージとして伝わるような需要情報の公表、新たな需給調整システムの円滑な実施に向けた取組状況等について記載いたしますので、御審議をお願いいたします。

また、麦の需給見通しについてでございますけれども、昨年6月の主要食糧法の改正により、新たに策定することとされたものであります。この需給見通しでは、国内における麦の消費動向、国内産麦の生産・流通動向、外国産麦の輸入動向などを示し、これらの客観的データから19年度の麦の全体需給を見通しております。

また、資料一覧をご覧くださいますと、今申し上げました2つのものにつきまして資料1、資料2ということでございますけれども、それ以外に、国際食料問題研究会提出資料として参考資料1、参考資料2、これは世界の食料需給、特に穀物を中心にして、いわゆるバイオエタノールに対する需要が出てくるとか、新たな局面に来ているのではないかということも含めて、現在、省内を中心にして関係者の方に集まっていたいで議論しているところでございますので、後ほど、お目通しいただければと思います。

それから、経済財政諮問会議提出資料として参考資料3、参考資料4ということで、これも経済財政諮問会議の方から、国境措置を撤廃した場合にどのような影響があるか等々について御下問があつて、それに対して農林水産省として答えたものですので、これについても、またお目通しいただければと思います。

いずれにいたしましても、毎回のことでございますけれども、委員各位の活発な御忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

## 議事の進行について

○生源寺部会長 それでは、本日の議事の進め方について確認をいたしたいと思います。

本日は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」につきまして事務局から資料の御説明をいただき、皆様から、御意見、御質問をちょうだいいたしたいと思います。

その次に、「麦の需給に関する見通し（案）」についても、同様に事務局から説明をいただいた後、委員の皆様から御意見、御質問をちょうだいいたしたいと思います。

限られた時間の中で、効率的に議事を進められるよう、事務局並びに委員各位におかれましては、円滑な進行に御協力をお願いいたしたいと思います。

全体として、遅くとも 15 時 30 分までには終了する予定で進めてまいりたいと思いますが、こういった進め方でよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○生源寺部会長 ありがとうございます。

## 議 事

### (1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の改定について

○生源寺部会長 それでは、早速でございますけれども、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」について御審議いただきたいと思います。

この基本指針につきましては、食糧法の規定に基づき、今もお話ございましたけれども、毎年7月に策定・公表し、11月末と3月末までに見直しを行うこととなっております。

それでは、事務局の方から、資料についての御説明をお願いいたします。

○枝元計画課長 計画課長の枝元でございます。

それでは、私の方から、資料1「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」と、ちょっと厚いですが参考付録がございますので、これに基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、基本指針案の1枚をおめくりいただきまして目次でございますが、構成といたしまして、第1、動向編ということで、米の消費・生産・需給等に関する動向につきまして御報告を申し上げたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、第2、需給見通し編ということで需給の見通し、第3とい

うことで国の方針編ということでまとめてございます。時間も限られておりますので、11月の食糧部会以降の状況ですとか、前回御指摘いただきました点への対応等を中心に、簡潔に御説明したいというふうに考えてございます。

まず、動向編の1ページでございます。米の消費に関する動向の部分でございます。これは、11月の指針と大きく変わってございません。1ページの右下の方、11月以降も、月々の米の消費、1人1カ月当たり消費量、残念ながら減少しているというような状況でございます。

2ページでございますけれども、食料自給率向上に向けた取り組みということで、いろいろ書いてございますが、主食的な食料全体が減少しているというようなこと、これも状況として変わっておりません。また、PFCにつきましても脂質が多くなってきているという状況にあるところでございます。

そういう中、3ページでございますけれども、日本型食生活の普及・啓発という観点で、できる限り対象者を明確にして、いろいろと推進しているところでございますが、第1点目といたしまして米飯学校給食、その回数なり役割等につきましては、前回御説明いたしましたとおりでございます、平均2.9回ということになっているところでございます。

恐縮でございますが、5ページの方に飛ばさせていただきます。そういう中で、学校給食における地産地消の取り組みということで、幾つかいろいろな取り組みが進んできております。山形県の上山町の例を右の方に載せてございますけれども、やはり給食の方で地場の農産物を使いたいという声はあるんですが、なかなか品質とか規格がそろった食材が提供できないというような問題があったようでございます。そういう中、農協さんですとかいろいろなところが、地場農産物消費拡大部会というところを中心にいたしまして、山形の「はえぬき」等の米、また野菜、味噌、そういうものを安定的に供給していく。また、市もそれに対して助成をしていくというようなことで取り組みを始めまして、生産者と子供たちとの交流会の実施ですとか、保護者に対する献立の説明ですとか、いろいろなことで親子を通じていろいろな効果が上がってきているというような状況がございまして。このような取り組みを、今後、さらにまた進めていきたいというふうに考えてございます。

6ページでございますけれども、「日本型食生活」の実践ということで、これまでも種々PRをしてございますが、右の方にございますとおり、年齢別に見た朝食の欠食率、15～19歳ぐらいから上がり始めまして、20～29、30～39、40歳代、このあたりの朝食の欠食率は、非常に高くなってございます。そういう観点から、20歳から30歳代の若年層を対象

といたしまして、朝食の重要さということを普及するということで、人気女性タレント——優香さんでございますけれども——を起用いたしましたテレビCMを1月から3月に放送しているところでございます。また、その期間中に専用のWeb サイト等も開設して、朝食に対する重要性ということについて、ターゲットを絞ったCM等もやったところでございます。

以上が消費の動向でございます。

7ページ以下は生産の動向でございますが、これは、11月にいろいろと御説明いたしました状況と変わりません。作況96、収穫量855万トンということで、これは12月15日現在の作況等で確定したということでございまして、11月の審議会で御報告いたしましたものと変わってございません。確定をいたしましたところでございます。

そういうことで、9ページの方に飛ばさせていただきます。品質の状況でございますけれども、2月末日現在までの18年産のうるち玄米につきましては、16年産、17年産と比較いたしまして、1等比率が78.3%と非常に高くなっているということでございます。不作もしくは災害ということ等ございましたけれども、品質面では、非常にいいできであったというような状況になっているところでございます。

続きまして10ページ、そういう中での需給の動向を御説明しているところでございます。まず米の出荷の動向でございますが、生産者から単位農協等へのうるち米の出荷につきましては、1月末現在で514万トンということで前年を下回る水準となっております。また、単位農協等から全国出荷団体、全農さんですとか全集連さんへの販売委託数量につきましても、18年産は349万トンということで17年産米を下回る水準となっております。

他方、生産者から単位農協等以外への売渡数量、いわゆる直接販売と言われるものでございますが、115万トンということで、同水準で推移しているという状況でございまして、生産量そのものが減りましたので、単純に比較はできませんけれども、単位農協等への出荷というものが減ってきているという状況がございまして。

11ページ以下は、うるち・もち等、種類別の状況でございまして、まずうるちにつきましては、いわゆる全農さん、全集連さんの販売実績、2月までの累計109.8万トンということで、17年産の同期累計を下回る水準になっているというような状況でございます。

また、12ページ、13ページには表がいろいろ載ってございますが、飛ばしまして14ページ、もちでございます。もちにつきましては、生産量、また全国出荷団体扱いの集荷につきましても増加傾向にございますけれども、表Ⅲ-7のところでは持越在庫も載せてございまして、販売状況については持越在庫が抱えているというような状況でございまして、各年産

の古米の持ち越しが非常に増加しているという状況でございます。

18 年産のもちの生産量、全体としては減少いたしました。依然として供給過剰であろうというふうに考えておまして、やはり需給均衡を図っていくことが必要だということだろうと思っております。

15 ページは清酒用の原料米でございます。全体として、清酒用原料は減少傾向でございますけれども、一番下のなお書きのところに載っておりますが、昨年5月の酒税法の改正で、アルコール添加量の多い増醸法が廃止されたということもございまして、今後、米の使用量の減少に歯止めがかかるのではないかとこのように期待をしているところでございます。

続きまして、16 ページ、17 ページ、加工用米でございます。18 年産につきましては、総出荷契約数量 15 万トン程度ということで、17 年産の持ち越しを含めまして、18 年度供給量は 20 万トンということで、これは前年よりも増加しているという状況でございます。

この要因といたしましては、右の下の方の表、くず米の取引価格でございますが、ご覧いただきますとおり、くず米の取引価格が非常に高くなってございます。こういうことから、加工用米に対する購入意向が強くなったのだらうということございまして、今年度はそういう状況でございますけれども、全体としての加工用米に対する需給については、必ずしも回復したということではなく、緩和という状態が解消されたとは言いがたいというふうに考えておりますので、17 ページの方にもございまして、加工用米の生産者が、直接、実需者と販売契約を締結するような制度、こういうことも使いながら、実需との結びつき等を、これからやはり強めていかなければいかんと考えているところでございます。

以上、大ざっぱな需給の状況でございます。

18 ページからが、政府米の買入れ・販売でございます。これは、後ほど御説明いたします 18 年産の買入れなり販売の方針と絡むところでございますので、若干詳しく御説明いたしますが、政府買入れの計画数量につきましては、11 月の基本指針で御議論いただきましてお認めいただきましたとおり、今年の需給を反映いたしまして、売渡数量と同数量の 30 万トンを買う。売る方も 30 万トンということで、売買同数としたところでございます。

これを受けまして、右の方の表にございますが、18 年 12 月に、予定する 20 万ということで第 1 回目の入札をいたしまして、約 18 万トンを買入れたところでございます。

19 ページの方は売りの方、販売の方でございます。販売の方も入札を基本として行っているところでございますけれども、30 万トンという計画数量を念頭に月々売ってございまして、18 年産米が流通いたします 10 月以降に、18 年産の低価格米が、先ほど、くず米も

高騰しているというようなお話もいたしましたけれども、低価格米が不足しているというようなことを背景といたしまして、政府米に対する需要が非常に活発でございます。そういうことから、19年3月までの契約数量、約19万トン、去年の6月に契約されまして7月に引き取られた2.9万トンを含めると、約22万トンの販売という状況になっているところでございます。

なお、この売り買いの数え方でございますが、これまで、今申し上げた6月契約・7月引き取りというようなことも含めて年度としての計算をしてございましたが、今後、政府米の売買をより計画的に進めるという観点からいたしますと、引き取りベースですと先が読めないということもございまして、これからは、7月から6月の契約ベースで計算してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上が、政府米の買い、売りの状況でございます。

続きまして、21ページ以降、在庫の状況でございますが、21ページは6月末在庫ということで259万トンになってございます。個別に最新の状況を次ページ以下で御説明したいと思っております。

22ページでございますが、政府備蓄米につきましては、2月末在庫76万トンでございます。右にございますとおり、今、16年産米を売却しておりまして、古いお米がなくなり、16年、17年、18年という新しいお米があるということで、回転備蓄が軌道に乗る環境が整ってきたのではないかと考えてございます。

また23ページ、旧登録卸売業者の在庫量でございますけれども、当初、過剰在庫は持たないというような対応をされていたようでございますが、新米が出た以降、在庫が増加いたしました。2月末現在では29.8万トンということで、ほぼ昨年と同水準の民間在庫という状況になっているようでございます。

続きまして、24ページ以下は価格につきまして、その動向を御説明いたしたいと思っております。

まず、コメ価格センターの入札の関係でございます。この価格センターにつきましては、11月の審議会におきましても、非常に取引が低調であるというような御意見がございました。そういうことも踏まえまして御説明をいたします。

新たな取引手法ということで18年産米を取引しておりますけれども、動向といたしましては、3月22日現在で、毎週やっておりますが68銘柄・33万トン上場、うち61銘柄・8万トン落札ということで、11月のときに16%の落札率が23.5%というふうになってきて

おり、特に年明け以降、定期注文取引、右の方のグラフにございますけれども、上場の数量、落札数量が大きく増加をしている。また、全体の落札率が上昇しているという状況になっております。

これは出来秋当初、産地からの直接販売ということで、入札という姿ではなく、実需と結びついた販売というものが中心だったということ。また、新しい取引手法の中で、センターの価格は大口割引をつけました相対よりも高くなったというようなこと、そういうことから、センターの方の活用というものが低調だったというふうに考えられます。そういう中で、売り手、買い手、いろいろと工夫されまして、定期注文取引における大口割引条件の設定ですとか、指値修正等々によりまして、現在申し上げたような上場数量なり、落札数量の増加ということに結びついているのではないかというふうに考えているところでございます。

また、価格につきましては 25 ページの方でございますが、残念ながら、3年連続で下落をしているという状況でございます。

26 ページ、さはさりながら、品種銘柄ごとに見ますと値頃感がございます北海道の「きらら 397」、「ほしのゆめ」、あと、ブランドとして力がございます「新潟コシヒカリ魚沼」、こういうものについては、価格も前年産を上回るというような状況になっているところでございます。

なお、新たなルールを適用いたしまして約半年以上過ぎまして、現在、センターの方の運営委員会で、売り手、買い手へのアンケートですとか、運用上の改善点を議論中というふうに聞いてございますので、当省としてもそれを見守ってまいりたいと考えているところでございます。

あと 27 ページ、相対価格の動向でございます。これは、11月の基本指針から相対の価格につきましても、私どもが食糧法に基づきまして情報を収集し、公表を始めたものでございます。ちょっと右の方、えらく小さい字で恐縮でございますが、18年11月から19年1月期の産地銘柄ごとの相対価格をコメ価格センターの取引価格と比較をしているものでございます。前回御説明いたしましたとおり、おおむね±5%ぐらいというのが妥当じゃないかという感じでございますけれども、「新潟コシヒカリ魚沼」、「きらら 397」、「ほしのゆめ」を除きまして、コメ価格センターの価格の 95~99%ということで大きな乖離は見られてございません。

なお、「新潟コシヒカリ」なり「きらら」、「ほしのゆめ」につきまして、それ以上の乖離がございますので、その原因を分析いたしましたけれども、相対取引の場合には、やはり契

約した日から3カ月を超えて引き取るというものが多くて、これらについては、それ以前に契約されたものが反映されているのだらうというふうを考えられるところでございます。そういうことから、18年の8月～10月期のセンター価格と比較をいたしますと、きらら」なり「ほしのゆめ」につきましても、95～99%ということになっているところでございます。今後、相対取引価格と価格センターの価格の比較に当たりましては、同期比較のみならず、これらの契約形態も踏まえて、同期以前の期とも比較して、その動向を注視してまいりたいというふうを考えているところでございます。

あと28ページ、29ページ、卸・小売でございますが、これは右の方のグラフを見ていただきますとおり、新潟の魚沼を除きまして大きな変化はないという状況でございます。「魚沼コシヒカリ」につきましては、卸・小売とも上がっているという状況でございますが、ほかのものについては、そんなに大きな変動はないという状況でございます。

続きまして30ページでございますが、これはもちの方でございます。右下の方の図にございますとおり、15年産米以降、もちにつきましても低下傾向にございます。しかしながら、うるちと比較をいたしますと、依然として、やはりうるちよりは高いということがございまして、これが、先ほど御説明いたしました、もちの生産の拡大ということにつながっているのかなというふうに分析をしているところでございます。

31ページ以降、輸出入の関係でございますが、31ページは、前回御説明いたしました18年10月末でのMA米の販売状況でございます。在庫189万トンという状況になってございます。昨年7月以降、飼料用に販売を開始しておりまして、今後とも、需要に応じて飼料用も含め販売をしていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、32ページでございますが、WTO農業交渉の状況でございます。これは、①から⑤までは11月に御説明した段階でございます。⑥、⑦だけ御説明いたします。

昨年11月下旬以降に、ファルコナー農業交渉議長が、非公式少数国会合を定期的で開催いたしました。また、今年に入り、閣僚レベルの動きも再開してございます。1月の末、スイス・ダボスでの非公式閣僚会合を契機といたしまして、アメリカ・EU等によります水面下での二国間会合というものも活発化しているところでございます。また、3月下旬にはG33閣僚会合に松岡大臣がG10の代表として出席し、各国の閣僚と意見交換等を行っているという状況でございます。今後、アメリカ・EU等いろいろな動きがあると思っておりますけれども、それをまた注視していきたいというふうに考えているところでございます。

あと33ページ以降、攻めの農政ということで進めております輸出の状況でございます。

右の方の一番上の表Ⅳ－２を見ていただきますと、計のところに精米トンで 810 トンというふうに記載しているところでございます。これは、18年の4月から12月までの数字でございまして、括弧書きの17年度と比較をいたしますと、4月から12月だけで前年度を上回っているという状況でございます。量的には、まだこんなものでございますけれども、そういう動きが進んでいるということは御理解いただけたと思います。

また、JA全中・全農の成田空港での「ぶらんどJA」のオープンですとか、当省としても輸出阻害要因の改善等々、いろいろなことを考えているところでございます。

また、34ページでございしますが、生産調整の観点におきましても、輸出というものを消費純増策ということで、生産調整にカウントするというような仕組みも持っていて、これらも含めて、輸出に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして35ページ、これは需給見通しでございしますが、先ほど御説明いたしましたとおり、作況等、確定値も11月の指針と変わりませんでしたので、ここに載っている数字は、すべて一緒でございまして、これで確定をさせて、11月に御了承いただいたとおり確定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして36ページ以降、国の方針編、御説明を差し上げたいと思っております。

まず1番といたしまして、11月の部会におきましていろいろな御議論がございました。また都道府県別の需要情報の算定式、また、それを踏まえた数字等を11月に御決定いただきまして、その後、米政策改革ということでいろいろな取り組みをしているところでございます。その点につきまして御説明を差し上げたいというふうに考えてございます。

36ページの右の方でございしますが、ちょっとここは復習的になるかと思いますが、19年産米から米政策改革ということで主体システムが動き出す、主体的なシステムになるということでございます。農業者・農業者団体が、国・都道府県等から提供される需給に関する情報、市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して需要に応じた生産を実行していくシステムということで、具体的には、生産目標数量の配分につきましては農業者・農業者団体が主体的にやる。また、地域における生産調整方針作成者が中核となりまして、地域の水田農業推進協議会等から提供されます情報を基に、その方々が、自らの生産目標数量を決定し、参加農業者に配分をする。また地域協議会は、行政、関係機関、方針作成者等、実効ある参画の下、調整なり一般ルールの設定等で支援し、調整をしていく。これが19年産からの主体的なシステムのエッセンスでございます。

そういうことで、37 ページは、まさに 11 月に御議論いただきました算定手法でございますので、省かせていただきます。

38 ページ以降、こういう中で、今年の 4 月から、まさに本格実施となります農政改革 3 対策、品目横断的な経営安定対策、また米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策ということを 4 月から進めていくわけでございますが、農林水産省本省、または地方農政局、地方農政事務所等が一体となりまして、都道府県の知事さんを始めとして、農業団体等の幹部の方々、また地方公共団体、JA 等の担当者等への説明会をブロック単位、また都道府県単位の、地方キャラバンという形で進めているところでございます。こういう中で、米政策改革につきまして、どのような取り組みをしているかを御説明したいと思っております。

39 ページでございます。まず状況でございますけれども、11 月にお決めいただきました県に対する情報を踏まえて、46 道府県すべてにおきまして、市町村別の需要量に関する情報が、市町村に対しまして 12 月中に提供されました。右の下の方の表を見ていただきますと、そういう中でも、一番下でございます一律配分、単なる面積なり、そういうものに応じて一律配分というものが減りまして、需要に応じた米づくりなり、担い手の育成というようなことに配慮して需要情報を提供するというような道府県が増えているという状況になっているところでございます。

また 40 ページの方でございますけれども、これも右下の円グラフを見ていただきますと、まず私どもとしては、すべての方針作成者が、実効ある形で地域協議会に参画をしてほしいというようなことをお願いといたしますが、指導しているところでございますが、99%の方針作成者が参加して、地域の方でいろいろな議論をしているところでございます。

また、その農業者への配分の一般ルールというものを地域協議会で決めてございますが、右の方にグラフがございますけれども、さすがに、都道府県からの情報提供までとはいきませんが、19 年産は一番右にございますが、いわゆる一律的な配分が減りまして、担い手ですとか、そういう工夫を凝らした要素を踏まえた配分というものが徐々に増えてきているというような状況でございます。

しかしながら、一部の方針作成者が実効ある形で参画できていないですとか、市町村から方針作成者の個人情報の提供が円滑に行われないですとか、いろいろな課題もございますので、後ほどご覧いただければと思っておりますが、優良な取組事例、参考付録の方にも載せてございますが、そういうことを情報提供しているという段階でございます。

あと、41 ページでございますが、19 年産米は、まさにスタートの年でございますので、

その実効性の確保というのは、非常に重要だと認識をしてございます。右の真ん中の右にあります 19 年産における削減必要数量でございますが、作況 96 で 18 年産米は需給とんとんでございました。もし作況が 100 だったらということで計算してございますが、41 万トン過剰だったという計算になるところでございます。19 年産米、何としてでも、これをきちっと需給調整していくということで、左の方に①、②、③と書いてございますが、地方農政事務所等がすべての協議会へ参加して助言を行う。また、参考付録の方に載せてございますが、地域独自のいろいろなパンフレットをつくる。また、各段階ごとに取り組む方針を明確にして、それに従って取り組みを進めていくというようなことを進めているところでございます。

また、42 ページの最後でございますが、特に 2 万トン以上の過剰作付けがある秋田、福島、茨城、埼玉、千葉、新潟につきましては、農林水産省、全国農業協同組合中央会、また全集連さんが連携いたしまして、関係機関のトップに働きかけを行って理解を求めているところでございます。

続きまして、43 ページでございますが、具体的にはいろいろなことをやっておりますけれども、後ほど御説明いたします品目横断的経営安定対策なり、担い手への金融税制への優遇措置、こういうものとリンクをいたしまして、その周知徹底を図りながら、生産調整の理解を求めていくというようなことですか、農業者団体におきましても行動計画を作成されておられる。また、全中さん、全集連さんらにおきまして、19 年産米の種子を購入する際に、農業者に対する生産調整の重要性を周知するチラシの配布、そういう取り組みもされているところでございます。

また国の方といたしましても、前回多くの御意見がございました、いわゆる県間調整につきまして、19 年産米におきまして、県間調整に生産数量目標を提供いたしました都道府県につきましては、集荷円滑化対策の豊作過剰分の算出に際しまして、出し手方が提供しやすいようなところへ措置を講じるということで、制度的にも後押しをしているところでございます。今後、そういう県間調整の取り組みも進めていく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

以上、生産調整本体でございますが、44 ページ以下は、それに伴います対策の状況でございます。

44 ページの下の方、集荷円滑化対策、いわゆる過剰米の対策でございますけれども、7.6 万トン、17 年産米が区分保管をされたところでございますが、一番下にございますとおり、

そのうちの 7.5 万トンが、いわゆる現物弁済という形で米穀機構の方に 11 月に現物弁済されました。

なお 0.1 万トン、約 4,000 万円相当につきましては、金銭に対する償還がなされたところでございます。

46 ページに飛ばさせていただきますけれども、その現物弁済米、国内主食用米等の需給に影響を与えない用途に消費するというので、非常に厳しい制約がございますけれども、図 7-2 にございますような加工用米の不足枠、また米粉パン等々、こういうものに提供したいということで、米粉パンにつきましては、現在、販売を開始してございまして、3 月 15 日現在、70 トンが成約をしておるところでございます。

あと、18 年度の生産者拠出金につきましては、生産者支援金の資金が残った場合には払い戻すということになってございまして、2 月の中旬に、10 アール当たり約 1,000 円の返還を生産者に対して行ったところでございます。

あと、47 ページの稲作所得基盤確保対策、いわゆる稲得、あと 49 ページの担い手経営安定対策、いわゆる担経でございますが、これは今年度限りの仕組み、米価下落に対する補填の仕組みでございまして、ちょっと省略させていただきますが、適切に対応させていただいているところでございます。

あと 51 ページ以降、産地づくり対策でございますけれども、産地づくり対策、18 年度の下半期につきましては、19 年度からの改革の第 2 ステージに向けました準備期間ととらえまして、3 局の関係課長通知等も発出をいたしまして、需要に応じた作物生産の徹底、担い手リストの見直し等々、進行管理を重視した取り組みをやっていただきたいということでお願いをしているところでございます。

そういう中、52 ページに幾つか例を出してございますが、左下にございますように、関係者に対しまして何回もアンケートを重ねるということで、自らの水田農業をどう考えるのか、右の方の上から 2 つ目でございますが、担い手への農地集積の加速化に活用する、また 3 番目、やはり、なかなか米以外のものは作りたくないという声もあるということで稲発酵粗飼料の推進、こういうことに産地づくり対策を使っていくというようないろいろな取り組みが出ているところでございます。

続きまして、53 ページでございまして、19 年度からの国の支援策ということで、1 番目は、何と申しましても品目横断的経営安定対策の導入でございます。いわゆるゲタ・ナラシを中心といたしまして、担い手に施策を集中する、限定するというので、経営全体に着目

した対策を実施することとしております。

秋まき麦につきましては、加入申請を受け付けました。また本年の4月から、いよいよ米、大豆につきましても加入申請が開始されるという状況になっているところでございます。

また、(2)産地づくり対策でございますが、先ほど御説明いたしましたようなことを基本としつつ、19年度から21年度までの3カ年間ということで、地域の創意工夫による取り組みということを基本に進めているところでございます。

また、54ページの下の方でございますが、集荷円滑化対策につきましても、19年産米からは対象を弾力化する等、その実効性の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、(4)の水田の利活用対策でございますが、いわゆる耕畜連携ということで飼料生産の振興を行っているところでございます。

また、②に担い手の育成確保を図るためということで書いてございますが、ちょっと恐縮でございますが、参考付録の80ページをご覧いただきたいと思っております。いわゆるゲタ・ナラシという品目横断の基本に加えまして、80ページにございますように、無利子の資金の融資、3つ目でございますが、いわゆる税制上の仕組み、あと融資残補助等々、ここに載っておりますように、担い手に限定をし、担い手に、これだけの施策を用意いたしておるところでございます。大規模な農家の方々、担い手になるであろうという方々に対し、こういうこととセットで、また生産調整、需給調整についても御理解をいただこうというふうに努力をしているところでございます。

また、本文の方に戻らせていただきます。55ページでございますが、このあたりは、先ほど動向編のところでも御説明いたしましたことが並んでございます。「日本型食生活」の普及・推進につきましては、対象者を明確にしていろいろな取り組みをやる。米穀機構につきましても、先ほど御説明いたしましたとおり、3月15日現在、右の上の方でございますが、米粉パン用に70トンの販売契約、米ネット等での情報提供、またコメ価格センターにつきましても、先ほど申し上げたとおり、56ページの上の方でございますが、運営委員会におきまして各種の検証をなさっておりますので、必要な助言を行っていきたいというところでございます。

あと、56ページの8番のところでございますが、これは新しい取り組みでございます。前回の部会におきましても、農業者に対する米の需要の情報、どういうふうに売れているのかということが伝わっていないんじゃないかという御指摘もございました。これまで政府米

につきましても、また全農さんですとか全集連さんにつきましても、政府米全体として、もしくは全農・全集連さん全体として、どういう売れ方をしているかということは公表してございましたが、産地銘柄ごとには公表していなかったというのが状況でございます。

そういう中で、恐縮でございますが、参考付録の方の 207 ページでございますけれども、今回の指針を皮切りに、毎月、政府米もしくは全農・全集連さんのお米につきましても——この 207 ページは政府米でございますが、産地銘柄ごとにどの程度契約が進展しているか。この図でいきますと、右から 2 番目の欄のところでございますけれども、巷で言われますとおり、政府米におきましても、北海道の「きらら」ですとか「つがるロマン」等の売れ行きはいいけれども、なかなか米どころのものが苦戦しているという状況が見てとれますし、213 ページをご覧いただきたいと思えます。

これは全農さん、経済連——全農さんに統合されておられない経済連さんなり、いわゆる県一農協を含んでございます。あと全集連さんの合計でございますけれども、これにつきましても、契約進展を産地銘柄ごとに出させていただきます。それ以降、政府米につきましても、価格動向も後ろにいろいろ載せているところでございます。こういうものにつきまして、今後、1 カ月に 1 回、曜日を決めまして、私ども農林水産省のホームページ、全農・全集連さんのホームページ等々で、農家の方々に伝わるように、月に 1 回、情報を提供していきたいというふうに考えてございますし、現在増えてございます J A の直売ですとか、系統以外の大規模出荷業者の方々につきましても、なかなか商売の話ということはございますけれども、情報提供の重要性について御理解をいただくように普及・啓発をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、本文に戻らせていただきます。56 ページの右の方は備蓄等でございますので省かせていただきまして、57 ページで、売り買いにつきましての 18 年産等の方針につきまして御説明を差し上げたいと思えます。

先ほど、動向編で申し上げましたとおり、18 年産米の買入れにつきましては、12 月に 18 万トン買入れをいたしました。また 2 月の末時点、販売につきましては 22 万トンという状況になっているところでございます。こういう状況で、売り買いのバランスをとっていくために、3 月末に政府への売渡意向をいただくというふうにしてございまして、今後の政府米の販売の一時停止ということも視野に入れた対応を検討したいと考えてございますし、18 年産米の買入札につきましては、3 月末までの売渡意向を申し出た産地銘柄数量に限定し、4 月以降の売渡意向については買入対象としないというふうにしていただいております。

います。

あと（２）で、19年、20年以降の備蓄運営方針ということで、前回部会の方でも、もっと計画的にという御指摘がございました。年々の需給等もございまして、絶対これということでもございませぬけれども、基本的に、年産の古いものから順に市場の実勢価格を踏まえて適切に販売していくという観点から、①にございますとおり、年間販売計画の12分の1を基本としつつ、販売進度を踏まえながら量を設定、また需要に応じた生産を一層促進するということ等の観点から、民間流通米の契約・販売状況を踏まえた上で、19年産以降の政府への売渡意向の最終申出期限について、翌年3月末日までという方向で考える。また、実際の販売数量が計画を下回る場合には、計画と販売数量との差について買入数量から減ずるというような基本的な方針でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

（３）18年産米の買入れでございしますが、買入れにつきましては、昨年7月の部会におきまして策定いただきました。（３）の①のＡ、イに載っているコメ価格センターでの落札実績数量比率等々において、その買入予定数量を設定しているところでございます。現在、18万トン買っております。その内訳につきましては、18年産、作況96だったという状況で、産地県が東日本を中心とする20県にとどまっております。新潟、秋田、こういう出回り数量の多い産地銘柄の落札数量が大きな比率を占めたところでございます。

そういう中、今後の買入れでございしますが、7月にお決めいただきました、先ほどのＡ、イに基づいて計算いたしました予定数量で、第1回目の入札数量を引くということの基本をいたしまして、58ページの②のウのところでございますが、4月に第2回目の買入れを実施したい。また、オでございすけれども、仮に第2回の買入入札に対する売渡意向数量が、政府が定める数量を予定数量で上回る場合には、3回目の入札を実施いたしますけれども、これはルールをはみ出すという観点からも、買入予定数量を超えた買入れについては、一定の減額調整を行って買うというふうにしたいと思っております。

58ページ、災害につきましては、11月に御説明したとおりでございまして、昨年秋の災害に各種、農林水産省全体としての激甚災害以外に、米としても幾つかの対応をしたところでございます。

また、米の輸出でございすけれども、中国向けの輸出につきましては、本年1月、日本・中国の担当大臣間の基本合意を踏まえまして、現在残された技術的課題の最後の詰めを行っているところでございます。その協議に努力をいたしますとともに、実際の販売に向けた取り組みを強化したいと思っております。

最後に輸入でございますけれども、18会計年度と同水準のミニマム・アクセス米77万玄米トン、また、SBS10万トンということで輸入をしていきたいということでございます。

すみません。ちょっと時間を超過いたしました。申しわけございません。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、どなたからでも御質問あるいは御意見をちょうだいいたしたいと思います。

藤尾委員、どうぞ。

○藤尾委員 前日も申し上げましたが、備蓄運営についてですが、先ほど御説明がありましたとおり、政府米の18年産買入れは、現状、30万トンの計画でしたが17万トン、それから、3月末に約4万トンぐらい入ってくるということで21万トン前後の数字となると思うんです。したがって、当初の計画の70%ほどしか目標は達成されていないわけですが、数量的な問題はありますが、政府米の市場に及ぼす価格の影響が、最近、非常に大きくなってきておりますので、安定供給維持をぜひお願いしたいということが1つ。

それからもう1つは、これも先ほどの説明にありましたが、中国向けの輸出促進取り組みが始まってきたわけですが、実際に販売をどのようにするか協議されていることと思いますが、規模的問題として、中長期的にどの程度の数量を視野に入れていらっしゃるかどうかということをお聞きしたいのと、また、今後の輸入数量はWTO、農業交渉の結果次第となると思いますが、輸出促進を考慮した場合、大幅な変化をすることはないと思いますが、その辺のことについての説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

富士委員、どうぞ。

○富士委員 それでは、3点ほど、質問とか意見を含めてお伺いしたいと思います。

1点目は、指針の40ページ、41ページ関係にあるんですが、生産調整の実効確保に関する点でございます。先ほども集荷率とありましたが、JAグループ全体の集荷率も、もはや5割を切るような状態で、JAだけで米の生産調整を推進するというのは、非常に困難がございます。そういう意味で、農政事務所、市町村行政、地域水田協議会、JAが、生産調整の非協力者、未参加者に対する推進を一体となってやっていくということは、極めて重要であります。今年も過剰作付け8万ヘクタール弱で40万トンということでありますので、そ

ういう意味でも行政と一体となって推進していくことが必要。

それで、40 ページのところでは生産調整方針に参加しない農業者への取り組みが不十分で、解消すべき課題が残っているということで書いてあるわけですが、私も皆川部長と千葉に推進と一緒に参りましたけれども、現在の非協力者、非参加者への推進状況はどうなっているのかお聞かせいただければというのが1点でございます。

それから、2点目は生産調整と認定農業者の整合性の問題についてでございます。米の生産調整の実施が、実質的に認定農業者の認定要件になっているという理解をしておりますけれども、米の生産調整が食糧法に基づき取り組んでいるという点、それから、認定農業者制度も、また国の政策ということで、両者の整合性を図ることが、政策効果を高める上でも必要であるというふうに思いますし、米の需要減少が今後も続くという中で、米の需給と価格の安定を自らの経営安定に直結する、稲作主業の認定農業者が主体的に米の生産調整に取り組んで、地域の水田農業を牽引していくということが一番大事で、全体としての、それが需給調整の実効確保を実現するというふうに私は考えるわけですが、その辺の農水省の考え方、方針についてお聞かせをいただければと思います。

3点目は政府米の備蓄運営でございますけれども、前回の食糧部会で販売計画の策定といえますか、設定ということでお尋ねしましたところ、今回策定するというようなことになっているようであります。そのときも皆川部長が、機動的に運営していくんだというふうにおっしゃっていましたが、売れた数量しか買わないというようなことではなくて、政府米の果たしている需給調整という重要な役割もございまして、今の備蓄水準が76万トンということで、適正備蓄水準100万トンには、まだ余裕がございますので、そういう意味で、需給状況等を踏まえた機動的な政府米の備蓄運営を図るべきだと思っておりますが、この辺について御意見をお聞かせください。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

大蔵委員、どうぞ。

○大蔵委員 米消費拡大に向けての対応について御質問いたします。学校給食の件ですが、11月の食糧部会でも皆川部長さんから、「人間は、小さいころからの食習慣は大人になっても影響する」というお話がございまして、もっともだと思っております。

学校給食は今、都会は特に子供さんは、米飯は嫌いだと言っている中で週3回というのは

少ないんじゃないかと思えます。それで、文科省との連携をとりながら回数を増やしていただけたらという思いでございます。

「日本型食生活」の普及と啓蒙の取り組みを図るために、20代から30代の若年層だけではなくて、やはり朝食の欠食児童に対する学力低下問題などを改善する目的といたしまして、これは1つの例でございますけれども、例えば農水省とモデル校を選定し、検証・普及をしていくなどの工夫ですね。例えばおにぎりとか、そういうものなんかを出していただく。これは1つの例なんですけれども、高知県の香美市というところで、3年前からですが、月1回、1時間目が終了時の休み時間に、おにぎりのみそ汁などによる朝食タイムを実施しているということがございます。そういう事例もございますので、ぜひ文科省との連携をとってやっていただけたらと思えます。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、このあたりで役所の方から、幾つか御質問があったかと思えますので、お答えいただければと思います。

○枝元計画課長 それぞれ担当課長から、まず御説明をしたいと思います。

まず藤尾委員の方から、政府米についての安定供給のお話がありました。また富士委員の方から、機動的なということがございました。先ほど御説明いたしましたとおり、政府米につきましては、基本的には備蓄という観点で行ってございます。そういう意味からいたしますと、備蓄につきましては、安定供給ということを勘案しながら設定をしていく。また機動的にといいますか、回転備蓄という観点で、財政的にも最も適切に対応していくというようなことから回転備蓄方式ということをとってございまして、その両者相いまち、国民の安定供給が滞らないように運営をしていくということが基本だろうというふうに思っております。

そういう中で、機動性といいますか、計画性といいますか、そういうことも必要だろうということで、先ほど御説明いたしましたような販売の方針というものをとっていくというふうに考えておるところでございます。そういうことで、備蓄というものを念頭に置きまして、それを適切に回転させていくという観点で、これからも対応していきたいと考えているところでございます。

あと、生産調整につきまして、非協力者に対する対応状況、特に農政事務所なり行政ということでございますけれども、40 ページ、先ほど文章の方で御説明いたしました、資料的には、参考付録にもいろいろな資料を載せてございますが、43 ページの方に、地方農政

事務所等の行政の取り組みということではいろいろと載せているところでございます。農協系統とも一体となって現在進めているところでございますが、農政事務所という観点で見ますと、ここに3つ例を載せてございますが、ともかく生産調整の非参加者をリストアップする、こういう方々に対して個別の訪問、パンフレットの個別の配付、意見交換会の開催、地道ではございますけれども、そういうことをやっておりますし、特に大規模農家の方につきましては、先ほど御説明いたしました担い手に対する支援策ということを絡めながら御説明をし、御理解を得ようとしているということをやっているところでございます。

○皆川食糧部長 富士委員から、特に生産調整と認定農家の整合性の問題について見解はということでございますので、お答えさせていただきたいと思っております。

この点に関しては、生産調整研究会以来、生産調整を今後どういうふうに進めていくのかという大きな議論があったわけでございます。そのときの現状認識として、いわゆる個々の経営者の経営判断のみによって、今、ある程度、需給調整ができるという状況には今の農業構造にはなっていないと。そういった中で、経営体をつくりながら、その方々には、やはり需給調整をしっかり取り組んでいただけるような体系の政策が要るのだらうということ議論がなされてきたのではないかと思います。

そういう意味で、経営構造が大きく変わって、いわゆる自立的にある程度できていくんだといったような状況を早く到来させるということが大事でございますが、それまでの間において、今、富士委員からもお話がありましたけれども、政策の整合性という意味で、需給調整を欠かせてしまいますと、反って今、経営として確立しようとしている、まだ脆弱な段階にある経営体の経営が立ち行かなくなるということではないか。そういった観点で、生産調整の実施が実効上の要件というやり方をしているわけで、それについて、現状において変えるということではないということでございます。

ただ、いずれにしても、地域で極力、今までは、いろいろな理由があって生産調整に参画していなかったけれども、その方々も含めて協議会に出ていただいて、その方々にも御意見を言っていただく。その中で、例えば経営上、ある程度、直売でいろいろと需要を開拓してきたというケースがあり、それを地域の中でも少し配慮をしようというようなことをもって、一歩でも需給調整という大きな中に、いろいろな幅広い生産者の方々を入れていくという努力をするということも、一方で非常に大事でございますから、そういったことを進めながら、なるべく早く経営構造の確立というものを図っていく。これが全体、一番大きな政策方針になっているのかなというふうに思っております。

それからもう1点、中国に対する米の輸出ということで、どの程度の数量ということですが、まだ、言ってみますと中国自体に対しては、検疫措置の問題があつて、事実上、輸出ができないという状況にあるわけです。それを1月の段階で、この4月を目途に検疫条件を取り決めて、輸出の再開をしようということが日中両国政府の間で決められております。その上で、こういった形の輸出が可能なのかということについては、まさに、これから議論をする。どの程度の量だとか云々ということも含めて、まさに中国側といろいろとお話し合いをしていくという段階でございまして、今の時点で、どのぐらいを目途にということをも明言できる段階ではないということでございます。なるべく、私どもも積極的に対応したいということは当然でございます。

それから、WTOの問題で、輸入の方がどうなるのかということについてでございますが、これも、まさにWTO自体、この1月のダボス会議以来、再度、主要国間で非常に積極的な意見交換が行われ始めたという段階でございます。その中で、例えば今までの関税割当の数量、大体、日本の場合はお米で76万7,000トンという数字があるわけでございますが、これについて、私どもとすれば、あまりそれが大きくなならない形で結論を得るように努力するという段階でございまして、こちらの方も、言ってみますと、このTRQという関税割当の量自体がどうなるのか、また関税水準自体をどういうふうに変更できるのかということについては、まさに今、交渉の途上の中でございまして、私どもの希望とすれば、国産米を中心に、今後とも安定供給ができていく体制を維持するというところでございまして、輸入数量自体の確たる見通しは、現時点ではないというのが今の実態でございます。

○生源寺部会長 それでは、流通加工対策室長からお願いいたします。

○吉田流通加工対策室長 大蔵委員の方から、学校給食について御指摘がございましたので、お答えさせていただきます。

資料の4ページにも御紹介させていただいているところでございますが、学校給食につきましては、目標は3回で、今、2.9回まで来ているという平均的な現状ではございますけれども、各都道府県ごとに大きな差がございます。一番大きいところでは高知の3.6回というところから、一番少ないところでは神奈川県の2.1回まで、特に大都市周辺で回数が少ないというのが、現状あるところでございます。食料・農業・農村基本計画におきましても、実施回数が少ない地域に、より重点的な取り組みを行うようにという御指摘をいただいておりますのでございまして、その方針に従いまして、私どもといたしましても、米飯学校給食推進のためのフォーラムとかメニュー講座につきまして、大都市中心に、今取り組みを強化し

ているという状況でございます。その実施地区についても、4ページ右側に書いてございますように、東京、神奈川、大阪、兵庫、まさに、こういう回数の少ないところに重点的にやっているというところでございます。

またもう1つ、3回を上回る動きをしていいじゃないかと、まさにおっしゃるとおりでございますが、既に各県において、その平均を上回っていらっしゃるところは多数ございます。そこは、より競い合って伸ばしていただければというふうに考えてございます。文部科学省ともよく連携していきながら、いい例をたくさん皆さんにお知らせしていくような、そういう形で取り組んでもらいたいというふうに考えているところでございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかございますでしょうか。

藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 生産調整のことについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

この生産調整というのは、長い間懸案で、農水の米政策の根幹というか、農業問題は米問題と言っていいほど、米問題は生産調整の問題ということだと思っておりますが、やはりなかなか、今は現状を見ても、まだ、依然として過剰作付けが多い。これは、なぜなかなか解消されないかということを考えてみますと、もちろん、今の米の価格の下落が、やはりどうしても経営上、過剰作付けをせざるを得ないというふうな現場の状況もあります。

しかし、これを今までどおり一律に、例えば3割なり4割の配分を全農業者に配分しても、これは、私は未来永劫、改善しないと思っております。やるべきは、やはり構造的に、例えば適地適作じゃないですが、あるいは県の段階、市町村の段階においても、米をつくる人と野菜なり畜産なり施設園芸をやる人を、やはりきちっと構造的に分けてやらせるような仕組みを持っていかないと、全員に3割、4割をやれといっても、私はこれは、現場では3割、4割の別のものを作付けしても、非常にコストがかかってだめなんです。そういう現状が延々としてあるわけですよ。それで市町村の協議会は、一律に配分した方が簡単なんです。この人は米とか、この人は野菜とか大豆とかいって区別しては、なかなか協議会はできない。そうすると、どうしても、やはり3割、4割の同じ率を掛けてみんなに配分してしまう。その構造が変わらないうちは、私は、これは延々として続くのだと思っております。

そういう意味では、もうちょっと畑作なり、あるいは大豆、麦なりをきちっとつくれるような経営基盤を早く作らないと、私は、この米の過剰というのは一向に解消されないんじゃないかと思っております。価格の下落が続けば、さらに、また過剰作付けが増えてくる可能性

がある。これは、イタチごっこだと思っています。

先ほどの生産調整の中でも、ちょっと皆川部長からありましたが、認定農業者の認定基準の中に、米の生産調整をやらなければ認定農業者になれないというのは、私はなかったと思っているのですが、そこをちょっと確認したいと思います。

○生源寺部会長 そのほか、いかがでございましょうか。

大木委員、どうぞ。

○大木委員 9ページのところですけれども、品質状況の御説明というのが先ほどありましたが、ここで1等の比率が高くなっているという点ですが、これについて生産者の方から、1等米にするために、カメムシ駆除のために農薬をたくさん使っているという指摘が一部の生産者や環境保護の活動をされている方から問題が提起されております。

実は、私どもの会に対してもそういう意味で、着色粒を検査の規格から外してほしい、そういうものに賛同してほしいという要請があったわけです。それで、私どもの団体としては、これは検査は必要だというふうに思っております。例えば着色粒を検査項目から外したとしても、結局、流通ルートによって値段の差はできると思いますが、環境に影響があることが確かだとすれば、例えば1等米の着色粒に2等米、それと2等米と同じにするというような検討をしてみてもいいかなと思っておりましたので、一言言わせていただきました。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、加倉井委員、どうぞ。

○加倉井委員 その他のところで言おうと思っていたのですが、いろいろな流れがあって、ここで伺いたいと思います。

1つは、農家の方から、よく私のところへ相談の電話が来るものですから、そういう心配が農家のところに非常に多いのではないかと感じて伺うのですが、7町歩もお米を作っている農家が、何か、地域の集落営農に入れと言われて、入らなければだめだと言われたと。じゃ、農政事務所や何かの人も来ているだろうから、いろいろ聞いてみたらどうだというようなことを言ったのですが、要するに、おれの言うことが信用できないのかとか、何か感情的になってしまって、どうしても入れというようなことを言われたと言っていますが、私どもが霞が関で話している話は、全然違って、7町歩やっていけば、それで十分、担い手として認定もされるし、いろいろな恩恵も受けられるはずになっているけれども、それが現場で、どういう情報で、だれがどうやって話しているのか、その辺が、非常にわからないんですよ。こういう混迷が、多分、日本列島全体で、あちこちで起きているんじゃないかと思うんです。

ね。

それで、改めて伺いたいんですが、つまり集落営農に参加するか、しないかは農家の判断ではないのでしょうか。なぜかという、その農家の財産なり、収入なりを守ったり、維持したりするのは、その農家の意志であるはずなんです。じゃなかったら、国が全部損失を弁済するとか、JAがそれを弁済するという話になってしまうから自己責任のはずなんですよ。そうしたら、それは、やはりきちんと伝えられなければいけないんじゃないかと思うんですね。

私ども、常識から言いますと、例えば集落営農といってもいろいろありまして、例えば株式会社だったら株式会社法という法律にちゃんと書いてありますし、有限会社も書いてあります。ただ、農事組合法人だとか、それから、営農協定という部分になるとよくわからなくて、例えば経営の失敗があって清算する場合にどうなっているみたいなことは決まっているのでしょうか。

それから、その前の段階で、経営方針を決定するのはどうやって決めるんだと。具体的に言うと、例えば指導者をどうやって決めるんだ。例えば選挙だとしますね。その場合に、株式会社だったら株の多い人の意見が強いわけですよ。ところが、組合の話になったら、この人は7町歩あっても1票ですね。5反の人も1票ですね。3反の人も1票ですね。集落営農というのは零細農というか、そういう人を助けるという要素があると私は思っているのですが、そういうことから言うと、その人たちが1票だとしたら7町歩の1票と全然違うんですよ。しかし、経営の責任は7町歩の人が、多分、一番たくさん取るはずですよ。失敗したら大きいし、プラスも大きいかもしれない。そうしたら、これはどういうふうになっているのか、その辺をちょっと伺いたい。

○生源寺部会長 そのほか、いかがでしょうか。

藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 基本的に、この指針については内容も随分細かく出ているし、非常によくなっていると思います。それで今後、米の消費ということを考えたときということで、あえて1点、意見を言わせていただきたいと思っています。

35 ページの需要予測データの数値を見ると、非常に数式としては完全になってきたなどというふうに思うのですが、下に向いているベクトルがきれいになったまま全然上がらないというのは、また事実だと思います。先ほど、生産調整がなかなか終わらないという話がありましたけれども、需要が下がり続けている限りは、やはり生産調整というものは終わらない

ということで、どういうふうに必要なを拡大していくのかというものも、やはり真剣に、長期的には考えていかなければいけない課題なんだろうというふうに思っています。

その中で、先ほど出ていましたけれども、輸出という部分でいろいろ御努力いただいているところについては、非常に期待したいなというふうに思っています。海外に行っても回転ずしがあったり、日本食が、これほど世界に広がっている中において、なぜ日本のお米が世界に広がらないのか。そこのところは、非常に疑問でもありますし、ぜひ頑張ってくださいと思います。

一方で、国内の需要をどう高めるのかという視点でいきますと、今回の指針の中では、2ページから、食生活の変化を踏まえて「日本型食生活」の普及・啓発ということを主な中心課題に置いているかと。先ほど、大蔵先生の方からもありましたけれども、学校給食を中心課題として置いているというふうに見ています。

ただ、学校給食だけというのが、この間、農水省さんの施策としても、そこしかないのかなと思っていて、もう少し工夫がないものだろうかと思っています。それで、ちょっと調べてみたんですけども、米飯給食が始まったのは昭和 51 年で、このころの小学校・中学校対象の人口、人数はどれぐらいかというところ、1,700 万人ちょっと。それが、団塊ジュニアが小学校・中学校にいたころ、大体、昭和 60 年ぐらいだと思いますけれども、そのときに 1,900 万人近くになって、現在では、平成 16 年で 1,200 万人ぐらいしかいない。それで、昨年、一昨年ぐらいの出生率を見てみると、1 年当たりにもまれてくる子供の数というのは 110 万人弱ぐらいですから、このまま近い将来行きますと、小学校・中学校 9 学年で 110 万 × 9 ですから 1,000 万人を下回ってしまう。いわば、昭和 60 年代に 2,000 万人近くいた小学生が、20 年から 25 年ぐらい、四半世紀ぐらいで半分が減るといって、そういうマーケットを幾ら追いかけていても、それはあまり消費拡大にならないというか、押さえぐらいにしかならないだろうと思います。

逆に伸びているのはどこかといいますと、後期高齢者に着目しますと、昭和 51 年、米飯給食が始まったころには 300 万人ぐらいですよ。それが、平成 16 年では 1,100 万人、90 歳以上で 100 万人もいるという数字です。こうした世代というのは、大体老老介護ですとか夫婦のみ世代になって、御飯を炊けば余ってしまうとか、なかなか自分で御飯が食べられないけれども、御飯が食べたいという世代だと思います。JAさんなんか、地域で介護とかいろいろやられているわけであって、そうした地域の中の介護だとか、そういうところにうまくお米を食べていただく工夫だとか、もう少し、何か工夫が必要なのではないかなと

思っています。

学校給食も1つの手法としてあるのだろうというふうに思うんですけども、そこばかりを追うのではなくて、広く、いろいろな意味で多様な家族や多様な世代がいることを前提とした米の消費拡大というものを、もう少し省を挙げて検討して考えていただきたいと思っております。

意見です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、大泉委員どうぞ。

○大泉委員 この基本指針、11月から3月までの間に変化があったことといたしますと、私の印象では2つぐらいあるかなと思っております。

1つは、先ほど加倉井委員がおっしゃった貸しはがし問題。この問題に関しては、農水省もいろいろな局面で御努力をされているようでありますが、担い手の確定というんですか、担い手とはだれかということに関して、法律的には認定農業者と集落営農ということにしてしまった様ですが、その現実でのありように関して、これははっきり申し上げて、行政が関与できる部分を超えているような気がします。しかし、その元凶をつくったのは品目横断で集落営農を担い手として強く推進したことにあったと、こういう因果関係ははっきりしていると思っております。これをどうするかということは、日本の農業の構造改革にとって、大きな課題としてあるのだらうと思います。

それからもう1つは、行政が生産調整の配分から撤退したと。36 ページですか、「国を初め行政による生産目標数量の配分は行わない」ということを明言した。ところが、12月あたりの各県、各市の対応、それにそれを受けた各社の記事には「行政、県の配分」というような文言が多くみられた。つまり、県が主体となって配分しているということを県自身が言っているという話ですね。それで、県が配分しているんだ、国が配分しているんだ、それに基づいて農家が生産調整をしているんだという認識が社会の中に蔓延している。これは、どっちが正しいのかよくわからないんですが、少なくとも、ここに出ている限りの文言ですと県の対応が間違いではないのかと思うのですが、いかがなのか。これが第2点です。

それと関連して、よくわからなかったのは、40 ページに、これは本当に事務的な話になるかと思うのですが、地域協議会において方針作成者から参加農業者への配分の一般ルール等について論議され、その結果、配分の一般ルールが——という文章があるんですが、私は生産調整方針作成者が配分すると認識しているのですが、実効ある生産調整には、地域協

議会在参画して行おうといっている様に聞こえるのです。この文章の中身を、もう少し具体的にわかりやすく説明をしていただけたらありがたいということでもあります。

それに、これも技術的な話になるのですが、価格の問題ですね。27 ページですか。価格が、相対価格で5%ぐらい指標価格と差があるんですね。それで、米業界の方にとっては、そんな常識だよという話になるのかもしれないんですが、大量取引をしたから5%安いんだという御説明が書いてあります。ただ、農協ルートを使うと、肥料でも、農薬でも、大量に買ってもあまり安くないというのが今までの常識だったように思うんですけども、米だけ、何で大量に扱おうと安くなるのか。大量に扱うから安くなると、それは経済の法則で、経済原理が働いて非常に結構なこととは思いますが、こうした価格が一方でありながら、価格形成センターの指標価格となると5%も高い価格を出し続けることの意味ですね、それは一体何なのかなというようなことですね。

こういう乖離を、一体、これから米政策を考えたときにどう考えたらいいのでしょうか。こういう乖離があれば、だれしもが相対価格の方に行くにきまっていますし、その価格が実は米の実勢価格であり、政策が参考にする指標価格ではないのでしょうか。卸さんなんかだと、やはり400円だとか300円だとかの中で商売をするのだらうと思うんですが、そういう状況はいいことなのか、悪いことなのか。少なくともコメの世界での市場原理の浸透という場合、それが機能不全に陥っていることだけは確かで、これではたして市場シグナルを受けて構造改革ができるのでしょうか。指標価格と相対取引の価格に差があることの意味というのは、どう考えればいいのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、ついでに申し上げますと輸入ですね。SBS10万トンぐらいを枠内でやるとありますが、いつか、横川委員ですか、「おれのところは加工米を使って、結構うまいぞ」という話をこの委員会でおっしゃっていて、議事録にも残っていたかと思うんですけども、SBSなのか、あるいはMAなのかよくわかりませんが、この辺は、一体幾らぐらいで国内流通、価格流通しているのか、これは公表されているのだらうと思うのですが、もしも話せるものなら教えていただきたいと思います。

以上、感想と技術的な質問です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、横川委員どうぞ。

○横川委員 誤解があるといけませんので、先に私共のメニューの加工米飯について説明します。繰り返しになりますが、私共の炊き込みごはんやピラフなどの原料は国内米、加工地

は日本国内、全農を含めた4つのメーカーで加工し、グループ全体で年間1万トン程度をお客様にお出ししています。加工米飯は、メニューの中でも一番伸びた業務用の商品なんです。子供たちに白い御飯と炊き込み御飯とどっちがいいかと聞くと、多くの子が炊き込み御飯と言います。その割には、コンシューマー側に対して、色々な種類の炊き込み御飯の製造と販売が提案されていないのが問題だと思います。

今日の話に戻ります。

戦後60年間やってきたことを変える、今度の生産調整を含めて新しい仕組みを導入するということは、大きな問題なので急激な変化は難しい、システムというのは少しずつ変えていかなければいけないのだと思います。

そういう意味で、新年度から導入する仕組みがどうなるのか気になります。これだけ大きなことをやるのですから、3年や5年後ではなくもう少し早い時期に見直しをしていかないと、生産のところには何か支障が出るのではないかと心配です。1年おきぐらいに検証し、反省点を確認し改善案を検討して、短期間で変えていくことが必要ではないかと思うのです。

検証のポイントは、生産者・販売者・私共業務用の消費者・家庭の消費者と、大体4つのところにあると思います。それぞれの分野での問題を明確にして議論することが必要です。

それから、さっき学校給食の話が出ましたが、私は、学校給食は別なところで大変重要なポイントだと思っています。お米の根本的な問題は、生産調整ができたかどうかではなく需要が減ったことですから、どうしたらもっと皆が食べたいか、そのことを考えなければいけない。だから、味を付けたり加工することが大事なんです。

そのほか、最近では化粧品にも使われ始めましたし、米粉パンも出てきました。団子やおもちも、もちろん昔からあります。現行の米粉パンだと小麦粉が混ざっているために小麦粉にアレルギーのある人は食べられないんですが、技術開発によって米粉だけでパンができるのならアレルギーの人がパンを食べられるわけです。ただ、その技術開発はだれがやるかとなると、どうも一般企業は採算ベースに乗りませんから手をつけないんですね。したがって、国など予算がとれるところがきちんと技術開発をして、それをメーカーに情報提供し新しい時代の食べ物としてやっていくぐらいのことを考えていかないとはいけません。

そういう意味で、米粉パンや学校給食をどうするか、お米に味付けした料理としての商品化をどう広げるかということが、考え方の基本に必要なではないかと思っています。

最後はお米の代金の受取り方です。私共が使う米の量は年に数万トン、その中に契約売買をしている分がありますが、農家の方が一般に出荷するのと一番違うのはお金を受け取るま

での時間です。私達の支払いは早いですが、一般的なやり方で調整金がついて最後に清算されるまで長い時には2年かかってしまうのでは新しい時代に即していない。農家に対してもっと早くお金を払う仕組みをつくるか、資金繰りの方法を変える必要があります。今までの、前借りして後々精算というやり方から脱出できない、それなら資金援助や無金利などの対策をしないと農家はやっていけないのだと思います。この辺をどうするのかということを含めて、今後の問題としてお考えいただきたいと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

それでは、事務局からいろいろコメントをいただきたいと思いますが、御意見については受け止めていただくということで、実は麦の需給の方の問題もございますので、できるだけ簡潔にお願いいたしたいと思います。

それでは、経営政策課長お願いいたします。

○柄澤経営政課長 経営局の経営政策課長でございますが、私の関係で2点、御意見、御質問をいただきましたので、簡単に考え方を申し上げたいと思います。

まず1点目、藤岡委員から認定農業者の生産調整との関係で、認定の基準についてどういうふうな法律上規定されているのかという御質問がございました。これにつきましては、認定農業者の根拠になっておりますのが「農業経営基盤強化促進法」でございますが、その中で、法定の認定基準の1つとしまして、「農用地の効率的、総合的な利用が図られること」という趣旨の規定がございます。これは土地利用型農業、とりわけ水田農業の農業者について考えた場合に、生産調整は、通常、ブロックローテーションのような形で、地域の中で水利用、土地利用を調和して行わないとうまくいかないというのが、実態でございますので、今申し上げました法律上の基準に合った形で営農が行われていませんと、当該農業者にとっても、将来にわたって安定的な農業経営の発展を図ることが難しいと考えられます。したがって、公的な支援というものも行えないということで、法律的には、今申し上げた基準として生産調整を実態的に行っていただくということ、各種の通達等で明確にして運用しているということでございます。

なお、実態的な政策判断としましては、先ほど、皆川部長から申し上げたような判断に立って考えております。

それから、加倉井委員、大泉委員から、集落営農と個別の農業経営との調整の問題について御意見がございました。これにつきましては、従来からいろいろなところで申し上げてお

りますが、西日本を中心に、我が国の集落の半分には主業農家が1戸もないというような状況を踏まえ、そういうところは産業としての農業を捨てていくということには到底ありませんので、そういうところを中心に、やはり集落営農というような形の営農形態はどうしても必要だということで、品目横断的経営安定対策を設計する段階で、認定農業者と集落営農を両者をいわば制度的に同列の扱いで位置づけたわけでございます。

しかし、加倉井委員がおっしゃいましたように、最終的な判断をするのは地権者ですので、地権者が、自分がだれに預けるのか、あるいは自分でやるのか、集落営農に参加するのか、その地権者が自主的に判断されるということ以外ないわけでございまして、霞が関で、この地域はこの方向に行きなさい、この方向に行きなさいということを強制的に決めるということは、到底できないということでございますので、最終的には地権者、すなわち地域で、やはりどちらの道をとっていくのかということをお判断していただくということ、従来からずっと申し上げております。

ただし、大泉委員がおっしゃいましたような問題が発生するといけませんので、先般、相談窓口のようなものを国の出先機関、本省などに設けまして、何か問題があった場合には御相談に応じるというような体制をとっておりますが、相当うまくいっているところもたくさんございまして、調整に関して優良な事例も先般、公表しているところでございます。

また、7ヘクタールの方が主導権を握るべきだという御指摘でございまして、組織の中でどういう意思決定をするかと、これもまた組織ごとの自主的な御判断でございまして。例えば、そういう有力な農家の方が集落営農の中心的な存在になって、判断を担っていただいているというようなところもたくさんございます。また通常は、出資する農地の面積に按分して配当するというようなことは、かなり広範に行われておりますので、受けるリターン、あるいは意思決定の過程で、農地の面積や作業時間を実態上考慮されるようなところもたくさんあると承知しております。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、計画課の方でございませうか。

消費流通課の方でしょうか。

○島田消費流通課長 消費流通課長の島田でございます。大木委員から、技術的な問題で農産物検査の着色粒の混入の規格について御質問をいただきましたので、それについてお答えさせていただきます。

農産物検査は、一般の米といったような大量に流通する農産物の規格取引の根拠でございます。米の場合、毎年 500 万トンぐらいのものが検査を受けておるわけでございます。それで、カメムシによります着色粒、これは玄米を搗精して精米にしても着色粒、斑点が残ります。それで、消費者ですとか販売業者からのクレームの一番多いのが、こういう精米の斑点でございます。消費者段階では、カビが生えているんじゃないかというような誤解の原因になっております。それがゆえに、流通業者では着色粒、カメムシによります着色米を除去するのに一番の労力なりコストをかけているということでございまして、こういった実態から、現在の着色粒の規格が設けられている次第でございます。

その一方で、有機栽培米を選好するような消費者においては、少々、着色粒が入っていても構わないという声も聞くようになってきております。米の表示は J A S 法に基づいておりまして、産地なり、産年なり、品種といった表示は農産物検査を受けていないと表示できないわけでございます。有機栽培米なんかについては、農産物検査を受けていなくても表示する方法がないかという声もございます。それについて、今、食品の表示に関する共同会議において検討が進められているところでございます。

また、カメムシの被害というものにつきましては、農薬に頼らなくても、畦畔の草刈りですとか、あるいは休耕田の除草ですとか、そういったことで、その被害をかなり軽減することが可能でございます。そういった除草ということが大事だというふう考えておる次第でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、流通加工対策室長、お願いいたします。

○吉田流通加工対策室長 簡単に、消費拡大について、学校給食以外の取り組みをいろいろやっております、日本医師会と協力した健康サミットの開催とか、あと児童・生徒のための体験学習とか、そういう面も全中さんと協力しながらやっているところでございます。

また、米粉パン等の加工品開発につきましても、私どもも、当然取り組んでおりまして、ただ、なかなか普及がうまくいっていないということの問題意識を持っております。今年の例で、たまたま今日持ってきたんですけども、ハケン弁当で使われました弁当箱、米をプラスチックに利用しているものでございますが、こういうものも開発しております。

こういうものを取り上げていただくようにもっと努力しまして、せっかく開発したものを普及するように努めてまいりたいと思っております。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○枝元計画課長 それでは、計画課からも生産調整関係等を幾つか御回答いたします。

藤岡委員からございました、一律配分ということでも機能した構造改革ということを引きちとやるべきだということでございます。それは、まさにおっしゃるとおりだろうと思えます。そういう意味で、地域の方で、とにかく自分たちの水田農業をどうするのか、どういう担い手が、どういうふうにやっていくのかということと徹底的に話し合っていただくという意味で、ビジョンの作成から始まりまして、また産地づくり交付金等につきましても地域の方で、単純に麦、大豆と決めつけるわけではなくて、いろいろな使い方を可能にするというようなことで、その地域における話し合いというものを基本として、水田農業の構造そのものを考えるということをやらないと、おっしゃるとおり、生産調整、需給調整というのもうまくいかないだろうというふうにご認識をしております。そういう状況でございます。

また大泉委員の方から、まず配分の数量が、県の方が配分という新聞記事があったということでございますが、都道府県の方からの情報提供は国と一緒にございますので、そういう意味からいたしますと、ちょっと確認しないとはっきりは申し上げられませんが、都道府県の方から、配分という姿でなされているものはないというふうにご考えてございます。そういう意味では、新聞の書き方なのかなという気がいたします。

また、実効ある参画、地域協議会のところの書き方でございますが、これは御指摘のとおりでございます。地域協議会は、農業者に対する配分の一般的なルールというものを、いろいろな方々が参画をいたしましてルールを決めまして、現実に配分をするのは生産調整の方針作成者という姿でございます。そういう中で、地域協議会の中に大規模農家の方等で、一応、地域協議会に入った方がいいけれども、なかなか意見を聞いていただけないとか、もしくは入れなかったとか、そういうお話も当初ございまして、そういうところにつきましては、私どもとしては、とにかく地域協議会ですべての関係者の方々がテーブルに着くということをご指導し、先ほど御報告したとおり、99%まで来ているということでございます。

あとは、やはりそれぞれの地域の中で、いろいろな立場、立場でいろいろな議論があり、言うことを聞いてくれるとか、聞いてくれないというお話も多々ございます。このあたりは、農政事務所でできる範囲で粘り強くやっていきたいと思っております。

また、SBSの関係でございますが、これは価格につきましては公表してございます。当然、アメリカとか中国とかオーストラリアの品種等によりまして価格は全部違いますので、必要がございましたら、また御報告したいと思っておりますが、個別には、価格は全部変わってお

ります。一般論で言いますと、17年で、中国産で250円を切るぐらいでございます。

あと、最後に相対とセンター価格の問題でございますが、もともとセンターの方の入札というふうな形で価格が決まって、それを踏まえて、農協系統さんもそうですし、全集連さんもそうですし、また、それ以外の取引をなさっている方々も、大体それを見て、いろいろな意味で取引をするというふうになっているようでございます。そういう意味からいたしますと、米価格形成センターにおきまして、オープンな形で一定の価格が出て、それを見ながら、いろいろな方々が取引の価格というものをやっている、また実需の方々と、売り手という観点で言いますと交渉されるというのが取引の実態だというふうに聞いてございます。

そういう中で、大口割引というのは、多分昔からなさっていたのではないかと考えておりますけれども、単なる入札だけだと、そういう大口に対する割引はなかったということで、去年の秋等は、なかなかセンターの方に来なかったという状況でございまして、そこは、先ほど御説明したとおり、定期注文取引という条件を付けられる取引に一定の大口割引を付けるというような工夫もされて、だんだんセンターも使われてきたという状況でございます。

そういう意味からいたしますと、センターの価格というものを一定の基準としながら、いろいろな取引が行われているという意味で、シグナルの発信という観点からいたしますと、やはりそれを見ながら取引いたしますので、そこが基準になって、それより高くというのは、なかなか考えづらいところはございますけれども、それをシグナルとしているいろいろな取引が行われるということで、一つの指標として使われるというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにお米の方について、何か御発言はございますでしょうか。

もしなければ、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」につきましては、事務局の提案どおりということでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきましては、食糧部会として事務局案について了承したということにさせていただきます。

## (2) 麦の需給に関する見通しの策定について

○生源寺部会長 次に、「麦の需給に関する見通し（案）」について御審議をいただきたいと思ひます。

この見通しにつきましては、昨年6月の食糧法の改正により、国内産麦と外国産麦、内麦・外麦を包括した麦の全体需給の見通しを示すものとして、毎年3月31日までに定めることとされたものでございます。この需給見通しの策定に当たっては、当部会で審議するというようになっております。

それで、事務局から御説明をいただくわけでございますけれども、あらかじめ、今の進捗状況でまいりますと、少し終了の時間を延長させていただくことを御了承いただきたいと思ひます。

よろしいでしょうか。勝手に申し上げましたけれども。

それでは、食糧貿易課長からお願いいたします。

○佐々木食糧貿易課長 食糧貿易課長の佐々木でございます。それでは、私の方から「麦の需給に関する見通し（案）」につきまして、ポイントを御説明申し上げます。

今、部会長から御紹介いただきましたように、今回初めて麦の需給見通しを策定させていただくわけでございますけれども、この見通しを策定いたします目的といたしましては、毎年度、客観的な需給の見通しを提示することによりまして、麦の需給の安定を確保するという、それから、この見通しの中におきまして、政府による外国産麦の輸入方針が明確化されますので、国内産麦で、量的・質的に賄えない需要分を輸入するという方針が明示されるということでございます。また、政府の備蓄保有方針、在庫数量という形で提示をいたしておりますが、それが示されることによりまして、麦の安定供給に関する信頼感の醸成に資そうということでございます。

法律の定めに従いまして全体を構成してございますけれども、まず目次をあけていただきまして全体の構成を俯瞰していただきたいと存じます。

第1といたしまして動向編、この中におきましては、麦の消費に関する動向、それから麦の生産に関する動向、これらを束ねまして麦の需給に関する動向について、ここに書いてありますような項目について御紹介をいたしております。

こういった事柄についての実態編を踏まえまして、次のページにございますように、第2の需給見通し編におきまして、平成19年度における麦の需給見通しを策定するに当たっての考え方を整理し、具体的な需給見通しの数値を小麦とはだか麦別にお示ししていると

いう構成でございます。

さらにあけていただきまして、1 ページからが第 1 の動向編でございます。

まず、麦の消費に関する動向について記述いたしております。最初に、麦の消費の動向に関しまして、まずそれぞれの用途がどういうふうになっているのかということ、基礎編でございますけれども、表形式で整理をいたしております。蛋白含有量の差などによりまして小麦粉の種類が仕分けられておりまして、それぞれに仕向けられる原料小麦も異なっておることがお読み取りいただけるかと思えます。

2 ページは、消費量の推移に関してでございます。右側のグラフをご覧くださいと一目瞭然でございます、昭和 40 年代の前半から、小麦に関しましては 32 キロ前後ということで推移しているところでございます。

それから、大・はだか麦につきましては、同じページの下段のグラフでございますけれども、昭和 40 年代までは米の代替品といった消費形態があったわけでございますが、その後、大きく消費量が減少しまして、近年では、1 人当たり年間 0.3 キログラム前後ということで横ばいで推移をいたしております。

次の 3 ページは、食料消費面において麦が占めております割合を御紹介しております。右側に供給熱量の構成について、昭和 40 年度と対比する形で直近年のデータをお示しいたしておりますけれども、1 人 1 日当たりに摂取するカロリーにおきましては、麦全体で約 12% を占めております。重量ベースで見た品目別の自給率は、この絵の中で言いますと黒く塗ってある部分なわけでございますけれども、小麦で 14%、供給熱量ベースでは 13% というふうな水準を占めているわけでございます。

ちなみに価格の動向は、左下の下段のグラフにございますように、右肩下がりで推移をしてきておりまして、この 10 年間で、小麦粉で申し上げますと、約 1 割価格が低下してきています。後でご覧いただきます政府売渡価格の引き下げの効果なりが出ているわけでございます。

次の 4 ページからは、麦の加工食品の生産動向でございます。このページにおきまして、右上の表をご覧くださいと、まず、国内に供給されております小麦粉の総量でございますが、近年、おおむね 460 万トン程度で安定的に推移をしているということでございます。これらから仕立てられますめん類、パン類等の生産数量が、その右側に掲げてございますけれども、めんにつきましては、14 年以降減少傾向、パン類につきましては微減傾向といった傾向で推移しているところをお読み取りいただけるかと思えます。

大麦につきましては、焼酎ブームがありまして需要が増えたわけでありましてけれども、17年以降、ブームも一巡したということで減少傾向となっているわけでございます。

5ページには加工食品の輸入動向といたしまして、小麦粉調製品とか小麦粉製品の代表的なものの輸入数量を御紹介しております。よく国内マーケットにおける競合等で取りざたされます小麦粉調製品につきましては、近年、増加傾向で推移してきておったわけでございますけれども、18年は麦の国際相場が上昇しているといったことなども背景事情にございまして、前年を下回る水準となったところでございます。

それから、マカロニ・スパゲティ等につきましては、消費者の本場志向などによりまして増加しているものがあるということでございます。

反対に、次の6ページでございますけれども、輸出の動向はどうかということをお紹介いたしております。輸出用の貨物の原料に仕立てるものにつきましては、関税相当量を免除するといった制度もございまして、これを活用して、小麦粉なり若干の小麦粉製品の輸出が行われております。近年、小麦粉につきましては、30万トン弱程度ということで減少しておりますけれども、日本食品、製品の輸出促進を図っていくという観点から、輸出貨物の製造に使用される麦の関税相当量を免除する制度について、その対象貨物についての拡大をこの7月から行うことといたしております。

次に7ページでございますけれども、製粉企業の状況でございます。年間の取扱数量規模などで切ってみますと、まず生産の集中度については、いわゆる大手4社で全体の7割程度を占めておまして、年間の小麦粉生産量が3万トン以上の企業の分をこれに加えますと86%、9割弱を占めているといった業界構造にございます。

それで、規模別の動向を若干ご覧いただきますと、②にございますように、大手企業におきましては、臨海工場への集約化、工場の大規模化、合理化といったことなどが推進されておまして、稼働率は9割を超え、従業員1人当たりの生産量は約8割増加しているといった動向にございます。

一方、3万トン以上規模の企業の場合でございまして、こちらの方につきましては、稼働率は7割程度、1人当たりの生産量は約4割増加といった状況にあります。これに対しまして、1,000トンから3万トン未満の規模の企業の動向をご覧いただきますと、内陸にそもそも位置しているところが多いわけでございますけれども、稼働率は4割を切っている水準、1人当たりの生産量は1割の増加にとどまっているといった状況にあるわけでございます。

次の8ページをご覧くださいますと、今後をにらんだ取組に関する記述でございますけれども、この春から、輸入麦の売渡制度が国際相場と連動する仕組みに切り替わることになっておりますし、SBS方式も導入されるといったことで、これに対する企業サイドにおける対応といったことも進捗しております。また、国際交渉との関係などから見ましても、競争力を高めていかなければならないといった状況にあるわけでございます。

こういった中で、先ほどご覧いただきましたような合理化等の努力が大手企業では行われておりますし、中小規模の企業におきましては、機動力の高さであるとか、地域とのつながりの強さ、独自の立地条件を生かした特色ある経営といったものをそれぞれ模索しておられるといった状況でございます。研究会を立ち上げて議論がなされているという例も出てきているわけでございます。

9ページからは、国内生産に関する動向でございます。まず小麦でございますけれども、右上のグラフをご覧くださいますと、作付面積は、直近年では21万8,000ヘクタール、生産量は84万トン弱といった水準になってございます。12年以降で比べますと大きく伸びておるわけでございますけれども、北海道地帯におきまして、省力的かつ安定的な栽培技術が確立されたとか、あるいは府県におきまして、転作作物としての位置付けが拡大したといったこと、さらには、良質な新品種に徐々に切り替わっているといったことなどによるものでございます。

数量的には、平成27年度の生産努力目標に掲げております目標水準をクリアしている状況でございます。

一方、大・はだか麦でございますけれども、次の10ページでございますように、作付面積は5万ヘクタール、生産量は17万トン程度ということでございまして、生産努力目標の水準を大きく下回っている状況でございます。

11ページにおきましては、生産努力目標等で掲げた目標との関係について記述してございます。今後の課題といたしまして、まず1点目は、輸入麦に比べまして、蛋白質含有量などにバラツキが見られるといった難点がございまして、こういった点を今後、品種転換あるいは品質管理の徹底によって改善していく必要があるということでございます。

それから、27年度の目標といたしまして、生産コストの3割削減を掲げているわけでございますけれども、実際のコスト低下の歩みは、なかなかこれにたどり着くのが厳しそうな状況ということでございまして、今後、経営規模の拡大等を推進することなどによりまして、目標の達成に向けた努力を一層推進していく必要があるということでございます。

12 ページは国内産麦の品質の状況でございます。2月末現在の農産物検査の状況を御紹介しておりますけれども、小麦につきまして、1等比率が8割弱ということで、過去5年平均と比較いたしまして高い結果となっております。特に北海道の結果が、1等比率が85%と高くなっております。

他方、大・はだか麦につきましては、年による振れも結構大きゅうございまして、18年につきましては、1等比率が、例えば普通小粒大麦ですと5割強、大粒大麦ですと6割といった水準になっているわけでございます。

13 ページには品質評価を整理いたしております。17年産から、実需サイドのお求めに応じた良品質のものの生産を奨励するべく品質評価区分を設定しているわけでございます。18年産の結果につきましては、日本めん用小麦で、Aランクに位置付けられたものが8割を超えているという状況でございます。

なお、19年産から導入される品目横断的経営安定対策の中におきましても、この品質評価とリンクさせた支払いになっているところがございます。また、19年産からの品質評価基準の適用に当たりましては、右側の19年産以降の欄にございますように、現行の基準を、もう少し実需者が望む基準値の方に近づける形で適用をしていくということに相なっております。

14 ページは国内産麦に対する支援でございます。まず、このページにおきましては品目横断的経営安定対策を御紹介しております。先ほど、米の基本指針の中にも登場しておりましたけれども、麦に関する支援の水準、毎年の生産量・品質に基づく支払いの単価等を御紹介しているところでございます。

15 ページには、昨年の秋に加入申請が行われた結果をまとめております。前年の作付面積に比べまして9割を超える水準が申請されてきておりまして、おおむね、担い手によって麦の生産がなされているという実態がおわかりいただけるかと思っております。

その他の支援といたしまして、需要者サイドが積み立てた拠出金を原資といたしまして、先ほど申し上げました良品質の麦の生産を奨励するという事で、品質改善奨励額などの支払いを行う事業が、現在実施されているところでございます。

16 ページ、17 ページは新品種の開発状況を御紹介しております。平成11年度からのプロジェクト研究以降、ニーズに対応した品種の開発に努めてきているということでございまして、17 ページに新品種の導入事例ということで幾つか御紹介しておりますけれども、東北地方の「ネバリゴシ」、それから、北海道におきます、ASWに匹敵する製めん適正を持

つ「キタホナミ」、さらには、関東地方におきます二条大麦の「スカイゴールデン」、パン用小麦の「春よ恋」、「キタノカオリ」、それから、北陸地方における「ファイバースノウ」等々、優良な特性を持った品質が輩出されてきているところでございます。

18 ページからは麦の需給に関する動向ということでございます。まず、このページにおきましては麦の流通の全体像を御紹介いたしております。国内生産の麦は、生産者団体から製粉企業の方に直接、入札取引、相対取引を通じて流通していくわけでございますけれども、需要量の約9割弱を占めております外国産麦は、国が一元的に輸入をして製粉企業等に売り渡しているということでございます。その後、さまざまな加工工程を経て消費者のお手元に届いているということでございます。

19 ページにおきましては、このうちの国内産麦の流通動向について御紹介をいたしております。右側の流通フローをご覧くださいますと、毎年、通常8月ごろでございますけれども、秋まき麦の播種前に、生産者団体の方からは販売予定数量が提示され、製粉企業の方からは購入希望数量が提示された後に入札取引が行われておりまして、ここで大体、年間に流通する量の3割が成約を見るわけでございます。そして、年末までの間に播種前契約が相対取引によって締結をされるということで、翌年春以降、収穫されたものから順次、需要者に引き渡しが行われていくという流れでございます。

その入札に当たりましては、下段の表にありますようなルールで行われておりまして、値幅につきましては、現在、前年産の価格、これを基準価格と称しておりますけれども、これの±7%を値幅として入札取引が行われているということでございます。

次の20 ページでございますけれども、流通の実績数値なりを御紹介いたしております。18年産の流通数量でございますけれども、右上の表をご覧くださいますと、若干、量的に不作ぎみだったということで、小麦につきましては、79万トン余りが流通する見込みというふうになっております。

他方、19年産の麦につきましては、下段の表の一番右端の欄にございます。小麦で言いますと、生産者団体の方が提示をいたしました販売予定数量は86万トン、これに対して、購入希望数量は80万トンということだったわけでございますけれども、結果的には、販売予定数量として提示された数量の全量が、播種前に契約締結されております。

大・はだか麦につきましては、購入希望数量の方が、年々販売予定数量を上回っている状況にございまして、引き合いが強いという構図をお読み取りいただけるかと思っております。

こういった構図を反映いたしまして、21ページにありますように、19年産の入札結果で

ございますけれども、右側の表の一番右端の欄をご覧くださいますと、小麦トータルといたしましては、前年産の価格に対しまして 104%ということで値上がりしております。大・はだか麦も、それぞれ7%の値幅に近いところまでのアップ率を示しているという状況でございます。

22 ページは、主要な銘柄ごとの絶対的な居所なり、あるいは経年の入札価格の変化を御紹介いたしております。例えば、上のグラフをご覧くださいますと、北海道の「春よ恋」とか「さぬきの夢 2000」は、まだ数量的に少ないこともございまして、大変引き合いが強く、価格は高い水準に位置しているということでございます。

23 ページは、外国産麦の輸入状況ということでございまして、アメリカ・カナダ・豪州から、需要者の要望に応じて一元的に輸入を行っております。近年の実績数値は、右側の表にございますけれども、480万トン程度というふうにならっているわけでございます。大麦につきましては、年によって振れがありますけれども、17年度におきましては約26万トンといった水準になっております。

24 ページは外国産麦の売渡価格ということで、年間固定の標準売渡価格制度の下で売り渡しをこれまで行ってきております。61年以降、引き下げまたは据え置きということで、累計で約4割価格は低下してきたという経過でございました。

25 ページにございますように、昨年11月末に御報告申し上げましたけれども、この4月からは、この売り渡しの仕組みを国際相場と連動したものに切りかえていくこととしておりまして、過去の一定期間における、実際に政府が買い付けた価格にマークアップを上乗せした価格で売り渡しを行っていく。年間、その価格は、当面、2回改定をするということでスタートすることといたしております。

銘柄別の、この4月からの価格の変化率が左下の表に掲げてございまして、5銘柄平均では1.3%の引き上げということにならっているわけでございます。

26 ページは外国産麦の販売状況でございます。需要に応じて販売をしておるわけでございますけれども、小麦に関しましては、パン、めん等の主要小麦粉製品の生産が微減傾向にあるといったことなどを反映した動きになっております。

大麦につきましては焼酎ブームとの関係、先ほど申し上げたとおりでございます。

27 ページにおきましては、国際需給及び価格の動向を御紹介いたしております。御案内のとおり、特に昨年の秋以降、豪州の歴史的な干ばつ等を背景といたしまして、国際相場が高水準を示しております。10年ぶりに5ドル台を付けたといったことが昨年の秋にあった

わけでございますが、現在も、値を若干戻したとはいうものの4ドル台後半ということでもみ合っている状況でございます。

次いで、28 ページは大麦でございますが、こちらの方も、豪州の干ばつ等の影響で高水準で推移をしているということでございます。

29 ページは、参考までに、トウモロコシ、大豆等も含めた穀物の国際需給に関する資料及び記述を掲げてございます。ほかの作物との作付面積の移動の関係等もございまして、ひとり麦のみの事情をフォローしていればいいということでは、だんだんなくなってきているということでございます。

31 ページにおきましては国際交渉の状況を御紹介しております。WTO交渉に関しましては、先ほど米のところでもご覧いただきました。現在、まさに二国間、少数国間の議論が進められているところでございます。

また、EPA・FTA交渉も五月雨式に始まっておりまして、この春には豪州との交渉も第1回会合が4月下旬に行われることになっているという状況でございます。

以上のような動向を踏まえまして、32 ページからでございますけれども、具体的な需給見通しの案を掲げてございます。この見通しを策定するに当たりましての基本的な考え方を32 ページなりに整理をいたしております。国内産麦で、量的または質的に満たせない需要分については、外国産麦を国家貿易により計画的に輸入することといたしまして、全体の総需要量は国内産麦の流通量と外国産麦の販売量との合計で構成する。また近年、総需要量が横ばいで推移しているといったことなどを踏まえて客観的に予測するということが基本的な考え方でございます。

総需要量は、右側に解説も若干施しておりますけれども、直近3カ年の各年度の総需要量をベースとして、小麦につきましては574万トン、大・はだか麦につきましては38万トンというふうに置いております。

一部の銘柄について、本年4月からSBS方式に移行することになっているわけでありまして、これに従来、2次税率を支払って輸入されていたものが一部入ってくるというふうな観測もございまして、その分をオンする形にいたしております。

それから、33 ページは国内産麦の流通量でございます。播種前契約が締結されているわけでございますけれども、これのバックとなっております作付面積が20万8,000ヘクタールとなっております。17年産の面積よりも小さい水準にあるといったことを踏まえまして、83万トンというふうな19年産の供給量を見込んでおります。

それで、19 会計年度におきましては、18 年産の現在在庫として保有されている分と、それから 19 年産の一部が出回るわけでごさいます、過去の出回り比率を勘案いたしまして足し上げた結果、82 万トンというふうに見込まれているところでごさいます。

大・はだか麦につきましても同様に、18 年産、19 年産の数量をそれぞれ出回り比率で加算をした結果、11 万トンというふうな水準となるわけでごさいます。

34 ページには、政府の期末在庫量について整理をいたしております。この審議会において御議論いただきました今後の麦政策のあり方等におきましてもございましたように、備蓄水準についての議論が、これまでもございまして、18 年度以降、政府在庫につきましては、月平均需要量の約 1.8 カ月分相当とするということと相なっておりますので、19 年度末の時点におきまして、この水準に達するというふうな見通しとさせていただいております。

大・はだか麦につきましては、18 年度末と同量の 4 万トンということを置いているところでごさいます。

以上の諸元を 1 枚の表形式に組み立てますと、35 ページ、36 ページの右上段の表にそれぞれ相なります。小麦につきましては、総需要量 574 万トン、供給サイドにおきましては、期首在庫 44 万トン、19 年産供給量 83 万トン、そのうちの流通量 38 万トンで、流通量が 82 万トン、在庫は、それぞれ下段にあるような、期首は 82 万トン、期末が 75 万トン、それから、輸入量が 486 万トンというふうな結果になるわけでごさいます。

なお、文章の左側下段の方に書いてございすけれども、このほかに飼料用の小麦がございまして、本年 1 月下旬に飼料問題懇談会で御議論いただきました、別途定める数量といたしまして、括弧内に書いてございすように、20 万トンがあるということでごさいます。

大・はだか麦も同様でごさいまして、表の作りは、説明は省略させていただきます。また餌用が、この大・はだか麦についてもございまして、こちらは、数量は 141 万トンになるということをお書きでお示ししてございす。

以下、参考付録といたしまして、今後の麦政策のあり方として、当審議会でおまとめいただきました報告書でありますとか、食糧法の改正、新旧対照表、それから、今年の 11 月末に御報告申し上げました売渡制度の変更の概要資料、さらに関連するデータ集等々をお付けしてございすので、後ほどご覧いただければ幸いです。

ちょっと時間を超過いたしました、説明は以上でごさいます。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のありました「麦の需給に関する見通し（案）」に関しまして、

御意見あるいは御質問があればお願いいたします。

能谷委員、どうぞ。

○能谷委員 すみません。すごく素朴な疑問なんですけれども、通常、部外者なものでわからないので教えていただきたいと思うのですが、11 ページの②のところ、国内産小麦の生産性に関しての生産コストを3割程度削減するということで、どうしても輸入小麦に対して国内産小麦というのは、すごくコスト高というのはわかっているのですが、実際に生産コストを3割削減する具体的な農家に対しての指導というのは、具体的にはどういうものをもってして3割削減というものを目標にと農水省の方では指導していらっしゃるのでしょうか。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

それでは、富士委員、その後、大泉委員お願いいたします。

○富士委員 最初に、初めて麦の需給見通しを出すということ、また、その中で国内産麦が不足する分について外麦を輸入するという基本原則が明記されておりますこと、大変評価したいと思っております。

あと、2点ほど意見を述べたいと思いますが、1点目は、取引ルールの適時適切な見直しを検討する必要があるという記述があったかと思っておりますけれども、今日は、製粉協会の中村会長、お見えではございませんが、実需者の製粉メーカーが求めているのは、国産の86万トンの安定供給であり、必ず86万トンを提供して下さいねと言われておりまして、そういう意味では、外国産麦の価格の上昇、中国の爆食というような大きな需要、エタノールによるトウモロコシ価格の上昇ということで穀物価格全体が急上昇しておりますし、それから、オーストラリアの干ばつによる世界的な需給の不安定ということもあって、国内産麦は86万トンでありますけれども、そういうものをきちんと安定供給してほしいというのが実需者側の意向だというふうに理解しております。

そういう意味では、この取引ルール、これは平成12年から播種前契約でやってきておりますので、今まで、一部の見直しを図りながら、基本的に実需者側と合意して作ってきているわけで、取引ルールも安定的に運営していくということが、生産者側からすれば供給の安定というものにつながると思いますので、この取引ルールの見直しというのはどういうことを考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから2点目は、86万トンが19年産小麦の播種前契約でありますけれども、一応、ここでの見通しは83万トンというふうに置いたわけで、例えば、その83万トンの見通し以

上に、実際に小麦が生産供給されるといった場合の品目横断的経営安定対策の対応とか、それから、この需給見通しの修正というようなことについては、どのようにお考えなのかお聞かせいただければと思います。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、大泉委員お願いいたします。

○大泉委員 ちょっと技術的な話で、また恐縮なんですけど、これはA SWでも何でもいいんですが、4万何がしの売渡価格ですね。これだと 6,350 円かな。それで、マークアップがキログラム、最大限 45 円——ちょっと数字があちこち行って申しわけないんですが。そうすると、これは、マークアップは上限までとっていないわけですね。

それで、このマークアップの考え方なんですけれども、たしか、今は品目横断に使う、前はコストプールに使う、その財政補填のために使うということで、それを逆算してどのぐらい必要かというので考えたような記憶があります。それは正しくないかもしれませんが、一方で、これは何倍ぐらいになりますか、2倍弱になるんですか、内外価格差が。内外価格差1. 何倍ぐらいですか。それで、調製品が 1.2 倍ぐらいですね。そうすると、その調製品の 1.2 倍と、それから、小麦粉の 1.7~2 倍ぐらいの格差というのは、調製品、自由化していますから、この辺の競争力を考えた場合に、どういうふうに考えればいいのかというのが1つと、それからマークアップの考え方をもう一度、どういう形で水準が決まっているのかというのを確認したかったんです。その2点です。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

そのほか、ございますでしょうか。

もしなければ、委員の皆様からの御発言は、以上とさせていただきます、役所の方から、幾つか御質問があったかと思しますので、それでは、最初に農産振興課長お願いいたします。

○竹森農産振興課長 まず最初に、麦のコストを下げるためにどういう指導をしているのかというお話がございました。やはり麦のコストを下げていくためには、今は生産規模がどうしても小さいということで、例えば北海道と都府県の場合を比較しますと、生産コストは2割ぐらい違っていて、やはり作付規模を大きくして、機械なり施設の有効利用を進めていくということが第1点かと思えます。

それから、品種、特に北海道なんか、このごろ単収は伸びているんですけども、やはり単収も上げていく必要がある。そのことによって、トータルで、私どもとしては3割ぐらいのコスト低減を実現していきたいというふうに考えております。

○佐々木食糧貿易課長 富士委員の方からございました御指摘、2点あります。

まず1点目でございます。取引ルールの関係でございますけれども、これにつきましては、これまでも、先ほど富士委員もおっしゃいましたように、生産者団体、実需サイドの方々と構成される民間流通協議会の場におきまして、どういうふうなチューニングをしながら入札の仕組みを、事情に合わせて見直していけばいいのかという議論がなされてきたところだと理解しておりまして、ここに記述しておりますものも、今回の品目横断的政策への転換でありますとか、あるいは輸入麦の売り渡しの仕組みが変更されたということなどを踏まえて、どういう見直しが必要かという御議論が、今後、民間流通協議会の場でなされていくということを客観的に書いたつもりでございます。

それから2点目、19年産について、播種前に契約が締結されておりますと86万トンと、当方がこの中で置きました面積等から考えまして83万トンというふうに置いた数字との落差の部分でございますけれども、これは当然のことながら、まず播種前に契約が締結されているものであって、その生産主体が、品目横断的な経営安定対策の対象者の要件を満たす方であれば、その年々の生産量・品質に応じた支払いの対象になっていくというふうに考えているところでございます。

それで、よほど大きな事情変更等で数字の大幅な入れ替えが必要だという場合であれば、需給見通しの期中改定といった事態もあろうかと思っておりますけれども、そうでない場合には、淡々と事実関係をまたフォローいたしまして、翌年の新たな計画の策定の際に、実績として御報告申し上げていくと、そんな流れかなというふうに考えているところでございます。

それから、大泉委員から、マークアップの関係についてのお尋ねがございました。この資料の後ろの方、48ページから、輸入麦の売渡制度についてという資料を掲載させていただいております。

結論から申し上げますと、今回、19年度に適用するマークアップは、53ページにございますが、1万6,868円ということございまして、上限よりも相当小さな水準と相なっております。この用途は、先生御案内のとおり、政府管理経費と内麦振興費ということで、品目横断的な経営安定対策の財源の一部を構成しているわけでございますけれども、今回の19年度に適用するこの数値につきましては、政府管理経費の、主として人件費関係の合理化努力を織り込んで削減をいたしております。

それで、調製品との競争力の関係でございますけれども、先ほど、調製品の輸入動向の表のところでご覧いただきましたが、18年直近の状況を見ますと、さまざまな事情が背景に

あったと思われまはすけれども、輸入数量が前年を下回っております。輸入価格と、それにかかっている関税とかマークアップ込みの価格との比率は、麦の場合は 1.6 とか 1.7 であるのに対し、調製品は 1.2 というこゝで違いがあると言われまはすけれども、やはり国内で製造された小麦粉の品質の良さとか、アフターケアとか、さまざまなプラスアルファの面などもあって、結果として、調製品の輸入が前年を下回っているということで、競争条件は、少なくとも崩れてははいないというふうに当方としては判断をしたところでございまはす。

○生源寺部会長 どうもありがとうございます。

それでは、麦の需給に関する見通しの案につきましては、事務局から御提案のあつた形で決定するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○部会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、食糧部会として事務局案について了承したということにいたしたいと思いまはす。

## 閉 会

○生源寺部会長 それでは、かなり時間をオーバーいたしましたけれども、どうもありがとうございました。

最後になりますが、本日の議事につきましては、議事録として整理、公開することとなります。整理につきましては、私に御一任いただきたいと思いまはす。

次回の食糧部会につきましては、7月の開催が予定されておりますが、具体的な日程につきましては、事務局から後刻、皆様の御都合を伺つた上で、追つて御連絡を申し上げるということにございまはす。

それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。

どうもありがとうございました。

—了—